

低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料【R7. 4. 1】

1 一戸建て住宅

適合証等有り： 4,760円

適合証等無し： 35,240円

2 共同住宅等

(1) 建築物全体の申請で共用部分がない場合

(住戸戸数の区分に応じた額)

戸数	適合証等有り	適合証等無し
1戸のもの	4,760円	35,240円
2戸以上5戸以下のもの	9,620円	71,340円
6戸以上10戸以下のもの	16,600円	100,450円
11戸以上25戸以下のもの	27,620円	140,790円
26戸以上50戸以下のもの	46,360円	202,180円
51戸以上100戸以下のもの	83,090円	291,100円
101戸以上200戸以下のもの	131,260円	393,790円
201戸以上300戸以下のもの	166,190円	516,590円
301戸以上のもの	176,770円	606,580円

(2) 建築物全体の申請で共用部分がある場合

「住戸戸数の区分に応じた額」＋「共用部分の床面積の合計に応じた額」

(共用部分の床面積の合計に応じた額)

床面積の合計	適合証等有り	適合証等無し
300㎡以内のもの	9,620円	112,190円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	27,620円	186,300円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	83,090円	290,040円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	131,260円	372,620円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	166,190円	445,660円
25,000㎡を超えるもの	207,480円	518,710円

3 非住宅建築物

床面積の合計に応じた額

(非住宅建築物の床面積の合計に応じた額)

床面積の合計	適合証等有り	適合証等無し
300㎡以内のもの	9,620円	248,760円
300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,920円	310,160円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	27,620円	396,960円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	83,090円	565,290円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	131,260円	694,440円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	166,190円	818,300円
25,000㎡を超えるもの	207,480円	933,690円

4 複合建築物

「2 共同住宅等」に係る部分の金額＋「3 非住宅建築物」に係る部分の金額の合計額

※適合証等

- ① 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建築物の基準に適合することを証する書面
- ② 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5、6及び7であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。）

※変更の認定手数料は、新規申請の額の2分の1に相当する額。（100円未満は切り捨て。）